

外国人を雇用する事業主の皆様へ

不法就労 防止に 不法滞在 ご協力を！

その外国人は
不法滞在者ではない？

不法滞在者は、就労することはできません。

偽造在留カードや
コピーを
提示されていない？

不法滞在者は、身分を偽装するために偽造された
在留カードを所持している可能性があります。

逃げてきた
技能実習生を
雇っていない？

技能実習生は、監理団体から派遣された
派遣先企業でのみ就労することが出来ます。

不法滞在者である若しくは就労資格がないことを知らない場合でも、

不法就労助長罪

による処罰を免れることができません。

確実な身分確認を怠り、不法就労させてしまうと・・・



出入国管理及び難民認定法（第73条の2）違反となり、

3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金
の処罰を受けます。



兵庫県神戸西警察署

(078) 992-0110